第2740地区 創立／1990年9月29日 認証／1990年10月22日

佐世保中央ロータリークラブ週報

会長：西村 浩輝／副会長：山瀧 正久／幹事：野村 和義

2013～2014年度クラブスローガン

『淡々とロータリーを楽しむ』
ありがとうの心で

2013～2014年度RIテーマ
ロータリーを実践し
みんなに豊かな人生を

〒857-0872長崎県佐世保市上京町3-2セントラルホテル佐世保419号室 TEL.0956-25-5595 FAX.0956-25-3445 Mail.chuo-rc@theia.ocn.ne.jp

本日の出席率７３．２%: 会員数４１名・出席２８名・欠席１１名・出席規定免除会員（２） ２名・ビジター０名
前々回の修正出席率１００%: 出席３３名・メークアップ６名・出席規定免除会員（２） ２名

会長挨拶／西村 浩輝君



皆さん、こんにちは。大寒に入り、暦通りに寒い日が続いております。インフルエンザが流行っており、又、食中毒は夏場のものと思っておりましたが、この寒い時にノロウィルスが全国的に流行しております。毎度言っておりますが、体調には気を付けて下さい。

今日は1100回目の例会ですが、今年度例会48回中27回目になります。この一週間ロータリークラブの行事がなく、話すことがないなと思っていた矢先、突然の訃報が飛び込んでまいりました。会長ノミニーの時に体調を崩されて退会された、富永博美さんが亡くなられたことです。在任中には多くのバザー商品を提供していただき、感謝しております。ご冥福を祈りたいと思います。

健康法について私見を述べさせていただきます。病気にならない、なりにくい身体をつくる為に私が実践していることで、これまでいくつか話をさせていただいたものは、体力を鍛えることが多かったと思いますが、基本的には3つの事に注意をしております。

1つ目の筋力を鍛えるは、特に足腰を丈夫にする運動をするということです。

2つ目の体液をアルカリ性に保つためには、昔から酢とか梅干しが身体に良いとされています。

3つ目に腸内部をきれいにするとは宿便をなくすこと。

ということを考え、実践してきました。

これからも続けていきたいと思っております。ありがとうございました。

Report 幹事報告／野村 和義君

1．例会変更
ありません。

2．来　　信
・国際ロータリー
ザ・ロータリアン 2014年1月号
・ガバナー事務所
①第15回ロータリー国際囲碁大会のご案内
②ガバナー月信誤掲載、差し替えのお願い
③地区大会のご案内
4／11（金） RI会長代理ご夫妻歓迎晩餐会
4／12（土） 本会議・講演会・懇親会
4／13（日） チャリティーゴルフ大会
④地区大会委員会組織・構成について
・ガバナーエレクト事務所
①地区名簿作成に伴うお願い
②地区チーム研修セミナー開催のご案内
・株式会社オクトン
2014～15年度RIテーマ例会場掲示幕頒布のお知らせ
・海上自衛隊佐世保地方総監部
佐世保地方隊60周年記念佐世保音楽隊定期演奏会のご案内

3．伝達・依頼
・会員名簿の岡田文俊君の携帯番号が間違っています。訂正をお願いします。（正解 080－5305－1455）
・来週、1月30日（木）の例会は社会奉仕委員会担当のクラブフォーラムです。

(^_^) ニコニコボックス

西村浩輝会長・山瀧正久副会長・野村和義幹事
お寒い中、淡々と例会にご出席頂きありがとうございます。さて、マー君もヤンキースに決まり、年収も田雑君と同じ20億だそうで、うらやましい限りです。本日は、夢の世界ではなく現実に戻り、ロータリーについて『考えるのはいつですか？』『今でしょ』という事で、坂井先生、橋口先生をお招きしてのお勉強タイムです。子守歌として聞かないように宜しくお願い致します。坂井先生、橋口先生宜しくお願い致します。

福田英彦君
久し振りに例会開始時間10分前に間に合いました。

坂井智照君・橋口佳周君
本日皆様のお耳汚しをしますので、ニコニコします。

週報製作：会報・出席委員会／池永 隆司、長富 寿人、牟田 憲市、鶴田 明敏、古川 直記、糸瀬 新

岡光正君

先週3日間、税務調査に入られました。女性の調査官でしつこく見られましたが、お陰様で修正申告はありませんでした。ニコニコ納税します。

本日の合計	7,000 円
本年度の累計	524,000 円

本日の卓話

＊ 第５回クラブ協議会 ＊

《 定款細則について 》

橋口佳周君



ロータリーは1905年4人のメンバーで始められたが、110年経った今200カ国、34 ,000クラブ、12万人の会員がいる組織になりました。そうなると全世界共通の定款が必要になり、標準定款が1922年の国際大会で承認されました。1992年以前に出来たクラブのなかには、独自の定款を作っているところもあります。1922年以降に出来たクラブは標準定款にのっとり、全世界が共通で行っていますが、それ以外の標準定款は、3年に1回開催される規定審議会において決定されます。ちなみに定款の中で二つは変えていいことがあります。それは第2条のクラブの名称と第3条のクラブの所在地域です。

定款の具体的内容

第７条　会員身分

第１節　全般的資格条件。本クラブは善良な成人であって、職業上および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第８条　職業分類

第２節　制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。

第９条　出席

第１節　一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員がある例会に出席したとみなされるには、その例会の時間の少なくとも60パーセント出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合は、その後その行為が妥当であるというクラブの理事会が理事会が認める理由を掲示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

第３節　出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事態による欠席の場合。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を書面をもって、幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第１０条　理事および役員

第１節　管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第３節　理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外はこれを覆す余地はない。

第４節　役員。クラブの役員は会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることが出来る。このうち会長、直前会長、会長エレクト、副会長および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。

第５節　役員の選挙

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、元会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

第１２条　会員の身分の終結

第３節　終結　会費不払

第４節　終結　欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているなければならない。

(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会数のうち少なくともその30パーセントに出席しなけらばならない。（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会はその欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられてい旨通知するものとする。その後、理事会は過半数によって、会員の身分を終結することができる。

第１３条　地域社会、国家および国際問題
　第３節　政治的課題の禁止
　(a) 決議および見解。本クラブは政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またはこれに関して行動を起こしてはならない。

第１４条　ロータリーの雑誌
　第１節　購読義務。

第１５条　綱領の受諾と定款・細則の遵守

第１７条　細則
　本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。

第１９条　改正の方法
　第１節　改正の方法。
　第２節　第２条と第３条の改正。

《 親睦と奉仕 》



坂井智照君

ポール・ハリス氏は、ロータリー運動の必要条件を「ロータリーは親睦と奉仕の調和の中に宿る」としています。しかし、この「ロータリーの親睦」と「親睦活動」の関係を混同すると、調和が大きく崩れてしまう可能性をはらんでいます。ロータリーの諸活動は当然のこと「楽しくなければならない」のですが、いつのまにかロータリーは「楽しければよい」との短絡的な認識に流され、「親睦活動」が「ロータリーの親睦」の単なるイベントとして実施されるに至っている場合も見受けられます。だからこそ、はっきりとした認識が必要です。それは「親睦活動とはロータリーの親睦を高揚するための手段である」というものです。つまり、高揚された「ロータリーの親睦」は「ロータリーの奉仕」へのエネルギーとして転化され、さらに「奉仕活動」通じて得られるエネルギーが「ロータリーの親睦」の一層の高揚を導くことにより、ポール・ハリス氏のいう調和が期待できるということです。

また、日本ロータリーの始祖・米山梅吉氏は「ロータリークラブというのは奉仕クラブではない。ロータリークラブという親睦団体である。異業種の智慧を集めて相和する団体である。その親睦の第一義は自己研鑽である。肩のこらない親睦の中で自分という者を見出し、創造的に自分を作っていくのである」と言っておられます。例えば定例の例会においても、親睦の場を定期的に保証されている場であるという自覚のもとに、真剣に取り組んでこそ、自己研鑽がなされ、一層親睦も深まるというものです。親睦と奉仕という両輪の調和は、個人の心構えとともに、クラブという団体での取り組み方においても重要な考え方であると思います。

ＳＡＡ：大久保厚司君
次回例会／１月３０日１２：３０～
次回献立／魚の煮付けと野菜炊き、酢物、汁

memo